

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書

経済・生活苦での自殺者が平成17年に年間8,000人にのぼり、自己破産者も18万人を超え、多重債務者が200万人を超えるなどの深刻な多重債務問題を解決するため、平成18年12月に改正貸金業法が成立し、出資法の上限金利の引き下げ、収入の3分の1を超える過剰貸付契約の禁止(総量規制)などを含む同法が完全施行される予定である。

改正貸金業法成立後、政府は多重債務者対策本部を設置し、同本部は①多重債務相談窓口の拡充、②セーフティネット貸付の充実、③ヤミ金融の撲滅、④金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定した。そして、官民が連携して多重債務対策に取り組んできた結果、多重債務者が大幅に減少し、平成20年の自己破産者数も13万人を切るなど多重債務対策は確実に成果を挙げつつある。

本市においては、多重債務問題に関して、平成19年4月より司法書士による多重債務相談などを実施している。また、平成20年10月より中小企業へのセーフティネット融資に対する信用保証料の補助を行い支援しているところである。

こうした状況のもと、今、多重債務者のために必要とされる施策は、相談体制の拡充、セーフティネット貸付の充実及びヤミ金融対策の強化と撲滅などである。

そこで、今般設置された消費者庁の所管ないし共管となる地方消費者行政の充実及び多重債務問題が喫緊の課題であることを踏まえ、国に対し、下記のとおりの方策を求める。

記

1. 改正貸金業法を早期に完全施行すること。
2. 自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の拡充を支援すること。
3. 個人及び中小企業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。
4. ヤミ金融対策の強化と徹底的な摘発をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年12月21日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
内閣府特命担当大臣(金融)
内閣府特命担当大臣(消費者)
国家公安委員会委員長 様

豊田市議会